



2025年12月25日

各 位

会社名 ENECHANGE 株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 丸岡 智也
(コード番号: 4169 東証グロース)
問合せ先 執行役員 CFO 篠原 雄一郎
(TEL 03-6635-1021)

(開示事項の経過) 和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社が2025年2月12日付「当社に対する訴訟提起に関するお知らせ」にて開示した債務不存在確認等請求訴訟について、下記のとおり、2025年12月25日付けで和解が成立しましたので、お知らせいたします。

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、信託型ストックオプションに対する課税に関し、国税庁が2023年5月30日付けで公表した「ストックオプションに対する課税(Q&A)」に基づき、当社が役職員等に付与したストックオプションを当該役職員等が行使して株式を取得した場合には、その経済的利益は給与所得となり、当該所得について当社側で源泉所得税を徴収する必要があるとして、当社元従業員との間で、源泉所得税の求償について協議を実施しておりました。こうしたところ、当該元従業員は、2024年12月27日付けで、東京地方裁判所に、当社の求償権行使は認められず、また、当社が源泉徴収税額を入念に計算する義務に違反したと主張して、債務不存在確認及び損害賠償を求めて当社に対する債務不存在確認等請求訴訟を提起しました。

当社は、当社の正当性を主張・立証し、当社元従業員に対して反訴を提起するなど、訴訟を追行していましたが、今般、裁判所からの和解の提案を受け、相手方が一定額の支払義務を認めたこと、和解条項の妥当性及び裁判の長期化による経済的負担等を総合的に判断し、裁判所の和解案に応じることが合理的と判断いたしました。

2. 和解した相手方

- (1) 名 称: 元従業員 1名
- (2) 居住地: 非開示

※個人のため居住地については非開示といたします。

3. 和解の内容

当社は、相手方から和解金の支払いを受ける等の和解案を受諾いたしました。具体的な和解条項の内容につきましては、その中に秘密保持条項が含まれているため、開示を控えさせていただきます。

4. 今後の見通し

本件和解による和解金は軽微であり、2026年3月期通期連結業績予想の変更はございません。

以 上